

# 各省庁提出に係る施策等とりまとめ

**第4回犯罪被害者等基本計画検討会**  
**～刑事手続への関与拡充への取組について～**  
(各省庁提出に係る施策等とりまとめ)

平成17年6月27日  
内閣府犯罪被害者等施策推進室

( 下線部分は事務局加筆分 )

**基本法第18条関係**

**( 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 )**

**起訴への関与等**

法務省において、平成16年の検察審査会法改正により導入され平成21年までに実施される一定の場合に検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度について、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るという趣旨の実現に向けた必要な協力をしていく。【法務省】

**公訴参加制度の導入等**

法務省において、公判記録の閲覧・謄写の範囲を拡大する方向で検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

**【法務省・再掲・第12条関係】**

法務省において、被害者等通知制度により、犯罪被害者等の希望に応じ、公判期日等を通知するとともに、その際、公訴事実、冒頭陳述、判決等の内容を書面その他の相当な方法で適切に伝えるように努めていく。【法務省】

法務省において、犯罪被害者等の意見等をより適切に把握し刑事裁判に適正に反映させるため、犯罪被害者等と検察官のコミュニケーションをより一層充実させ、被害状況等の供述調書等による証拠化並びに被害者の証人尋問及び意見陳述の活用等により、被害状況の的確な立証に努めていく。【法務省】

法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく。【法務省】

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を推進する。【法務省】

法務省において、刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるべく、犯罪被害者等が刑事に関する手続に直接関与することのできる制度を新たに導入する方向で必要な検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を導入する。【法務省】

## 公的弁護士制度の導入

日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図っていく。【法務省・再掲・第12条関係】

日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士の紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。

【法務省・再掲・第12条関係】

日本司法支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえて準備作業を進める。

【法務省・再掲・第12条関係】

日本司法支援センターによる犯罪被害者等支援について、警察庁その他関係機関及び日本弁護士連合会等と十分に連携すること。【法務省・再掲・第12条関係】

公的弁護士制度の導入については、現行及び今後実施する損害賠償請求の適切・円滑な実現を図るための諸施策及び刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための諸施策並びに犯罪被害者等の経済的負担軽減のための諸施策を踏まえ、更に必要かつ相当であるかを検討することとし、具体的には、給付金の支給に係る制度の充実等（基本法第13条関係）に関して設置する検討の会において、社会保障・福祉制度全体の中における犯罪被害者等に対する経済的支援制度のあるべき姿や財源と併せて検討する。

【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省・再掲・第12条関係】

## 少年保護事件への参加等

政府の施策ではないが、家庭裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた犯罪被害者等が審判廷等で被害に関する心情その他の事件に関する意見を陳述することができる制度等被害状況、被害感情等について少年保護事件の調査、審判に反映させる制度の適切な運用に今後とも努めていくこととしている。【最高裁判所】

政府の施策ではないが、家庭裁判所において、平成12年の改正少年法によって設けられた記録の閲覧・謄写、審判結果等の通知の制度等により犯罪被害者等への少年保護事件に関する情報提供に今後とも努めていくこととしている。

【最高裁判所】

法務省において、少年保護事件に関する意見の聴取、記録の閲覧・謄写及び審判結果等の通知の各制度について、周知に努めていく。【法務省】

## 刑事司法手続に関する情報提供の充実

警察庁及び法務省において連携し、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえ、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を分かりやすく解説したパンフレット等の内容を充実し、犯罪被害者等への早期の提供に努めていく。【警察庁・法務省】

法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供につき、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施する。【法務省】

警察庁及び法務省において連携し、検視及び司法解剖に関し、パンフレットの配布等の工夫も含め、遺族に対する適切な説明及び配慮に努めていく。

【警察庁・法務省】

### **捜査に関する情報提供等の充実**

警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【警察庁】

法務省において、捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく。【法務省】

公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度の周知徹底を行う。  
【法務省・再掲・第12条関係】

### **不起訴事案に関する情報提供**

不起訴記録の弾力的開示の周知徹底を行う。【法務省・再掲・第12条関係】

不起訴処分について、犯罪被害者等の希望に応じ、検察官が、捜査への支障等を勘案しつつ、事前・事後に、処分の内容及び理由について十分な説明を行うよう努めていく。【法務省】

### **判決確定後の加害者情報の提供**

法務省において、再被害防止のため、警察の要請に応じ、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が警察に対して行う釈放予定、帰住予定地及び仮出獄中の特異動向等の情報提供、再度の加害行為のおそれを覚知した検察官、行刑施設、地方更生保護委員会及び保護観察所による警察への当該情報の連絡について、関係者への周知徹底を行い、一層円滑な連携を図っていく。

【警察庁・法務省・再掲・第15条関係】

法務省において、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所についての情報を適切に提供していくほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。

【法務省・再掲・第15条関係・ただし、一部新たに付加した。】

### **加害者の処遇に関する意見陳述等**

法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省】

保護処分の実行に資するため、少年の身体的・精神的状況、家庭環境、施設内の行動及び処遇の経過等に関する必要な記載がなされている少年簿について、関係機関と連携し、犯罪被害者等に関する事項について必要な情報を収集し、適切に記載するよう努めていく。【法務省】

法務省において、犯罪被害者等の意向等に配慮し、謝罪及び被害弁償に向けた保護観察処遇における効果的なしよく罪指導を徹底していく。【法務省】

仮釈放に際し、地方更生保護委員会において、事案に応じた犯罪被害者等の安全確保に必要な遵守事項の適切な設定に努め、保護観察所において、当該遵守事項を遵守させるための加害者に対する指導監督を徹底していく。【法務省】

法務省において、仮釈放の審理をより一層犯罪被害者等の意見を踏まえたものとすることについて、犯罪被害者等による意見陳述の機会を設けることを含め検討し、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

法務省において、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聴くなどその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するよう、適切な対応に努めていく。【法務省】

### **犯罪被害者等に関する情報の加害者への伝達等**

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行うことと併せ、犯罪被害者等が置かれた状況及び心情等を矯正施設に収容されている加害者又は保護観察中の加害者に伝える仲介をすることについて検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】

法務省において、矯正施設における加害者に対する「被害者の視点を取り入れた教育」について、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を踏まえ、内容の一層の充実に努めていく。【法務省・再掲・ 】

法務省において、矯正施設職員及び更生保護官署職員に対する犯罪被害者等やその支援に携わる者による講義の実施等犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深める研修の充実に努めていく。【法務省】

### **その他刑事司法の充実等**

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を新たに実施し、児童及び女性に対する配慮に関する研修の一層の充実に努めていく。【法務省】

第4回犯罪被害者等基本計画検討会  
各省庁提出に係る施策等とりまとめに対する修文意見（法務省）

【基本法第18条関係】

公訴参加制度の導入等

法務省において、~~被害者等通知制度により、犯罪被害者等の希望に応じ、公判経過を通知するとともに、その際、公訴事実、冒頭陳述、判決等の内容を書面その他の相当な方法で適切に伝えるように努めていく~~公訴事実の要旨や、冒頭陳述の内容等を説明するように努めるとともに、事案及び必要並びに相当性に鑑み、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することも含め検討する。

（理由）「・・・その際、」までの削除部分については、現行施策において行われているところであり、今後講じていく施策として挙げるのは相当でない。「公訴事実、・・・」以降の削除部分については、法務省回答の要約として不適切であり、上記のとおり修文するのが法務省の回答の趣旨に合致している。

法務省において、検察官による視覚的な工夫を取り入れた国民に分かりやすい訴訟活動を推進する行うように努めていく。

（理由）原案は、法務省回答の要約として不適切であり、上記のとおり修文するのが法務省の回答の趣旨に合致している。

捜査に関する情報提供等の充実

法務省において、~~捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供しよう努めていく~~事案の真相解明を第一義としつつ、捜査に支障のない時期に、適切な範囲で、事故状況等について、犯罪被害者等に対し、説明するように努めていく。

（理由）原案は、法務省回答の要約として不適切であり、上記のとおり修文するのが法務省の回答の趣旨に合致している。

その他刑事司法の充実等

法務省において、検察官に対し、児童や女性の犯罪被害者等と接する上での留意点等を熟知した専門家等による講義を新たに実施し、児童及び女性に対する配慮に関する研修科目の内容の一層の充実を図っていく。

(理由) 検察官に対する研修の中で、児童や女性に対する配慮等についての講義は従前から行われており、現在、科目の内容の充実について検討しているため、上記のとおり修文願いたい。